

# 柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会 平成23年度第6回審議会

日 時 平成24年3月13日（火）  
午後3時30分

場 所 柴田町役場 特別会議室（2階）

## 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名員の指名

4 議 事

・住民投票条例制定に関すること・・・・・・・・・・資料1

5 その他

6 閉 会

## 1 住民投票とは

通常、住民投票とは、地方自治法第 12 条第 1 項及び同法第 74 条に規定される「住民による条例制定又は改廃の直接請求権」を根拠とするものであり、この規定に基づき住民からの「住民投票条例の制定請求」により、個別事件毎に議会の議決を経て実施されるもので「特定の問題について、住民が直接に意思を示す制度」である。

## 2 現行法上制度化されているもの（住民投票の種類）

事 例	内 容	根拠法令等
議会の解散請求があったとき	選挙権を有する者の 3 分の 1 以上の署名を得て、その地方公共団体の選挙管理委員会に対して議会の解散を求める請求があった場合は、住民投票に付し、結果、過半数の同意があれば議会は解散する。(法第 76 条)	地方自治法
議員または長の解職請求があったとき	選挙権を有する者の 3 分の 1 以上の署名を得て、その地方公共団体の選挙管理委員会に対して議員または長の解職を求める請求があった場合は、住民投票に付し、結果、過半数の同意があれば議員または長は失職する。(法第 80・81 条)	地方自治法
地方自治特別法に関する住民投票	ひとつの地方公共団体のみに適用される特別法は、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、制定することができない。(憲法第 95 条)	日本国憲法
合併協議会の設置についての住民投票	議会で否決された住民請求による合併協議会設置について、改めて合併請求市町村の長または有権者総数の 6 分の 1 以上の連署により住民投票に付すことを請求できる。(特例法第 4 条)	市町村の合併の特例等に関する法律

上記以外で住民投票を実施する場合は、地方公共団体で条例を制定する必要があり、その発議要件は、請求、発議者によって異なる。

請求・提案者	方 法
住民による請求 (直接請求)	普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例の制定又は改廃の請求をすることができる。(自法第 74 条)
議 員	普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。ただし、議案を提出するに当たっては、議員の定数の 12 分の 1 以上の者の賛成がなければならない。(自法 112 条)
首 長	普通地方公共団体の長は、普通地方公共団体の議会の議決を経るべき事件につき、その議案を提出することができる。(自法第 149 条)

※以上の方法により、住民投票条例についての請求もしくは提案をした後、議会の議決を経ることにより、条例が制定される。

### 3 制度の内容及び論点

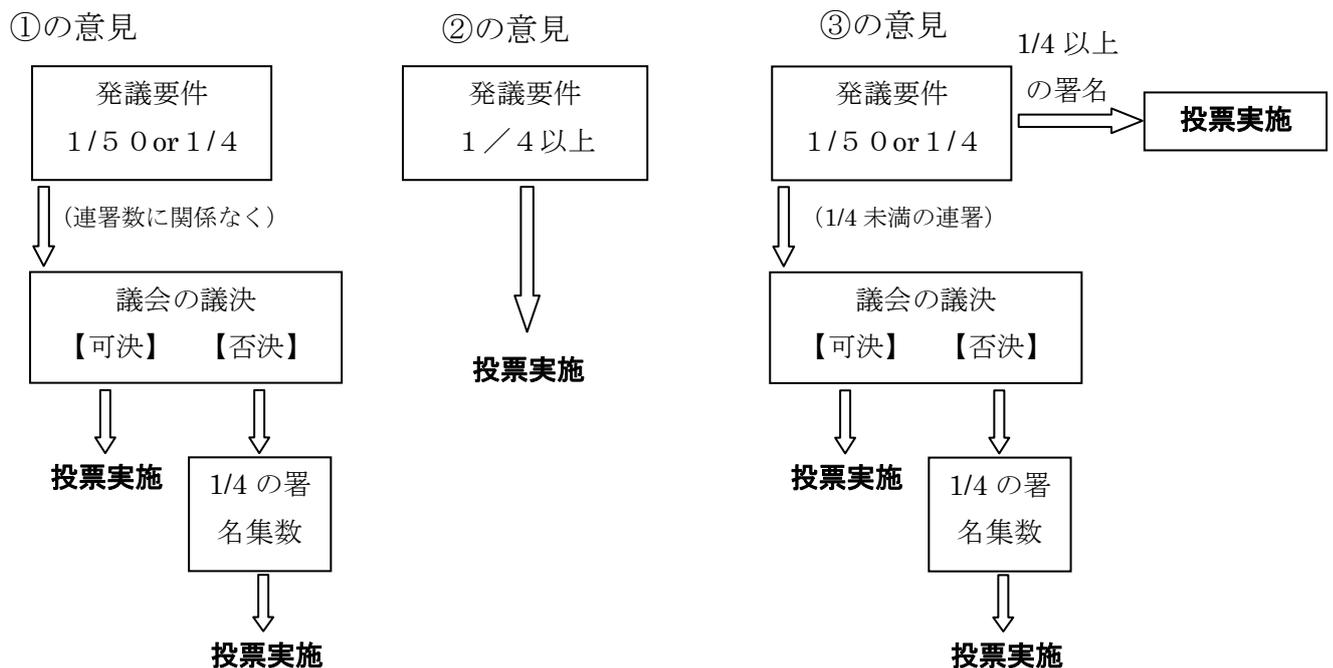
柴田町の住民投票制度については、自治法に準じた住民発議の要件(1/50 以上)の連署で議会の議決を経て住民投票を実施する制度に加え、一定の住民発議の要件 (1/4 以上)を満たした場合に、個別に議会の議決を経ずに実施される常設型を検討している。

審議会での議論は、大きくは3つの意見にわけられる。

① 議会は、住民から直接選挙で選ばれた議員で構成され、住民に代わってその声を町政に反映するところで、町の意味を決定する議決機関であることから、町の将来にかかわる重要案件であれば、一度は議会に付すべきである。(第1段階の連署数にかかわらず議会へ付す。2段階方式)

② 発議要件の条件 (ハードル) を上げることにより、それ以上の署名数が確保できた場合は、議会に付すことなく住民投票を実施すべきである。(1段階方式)

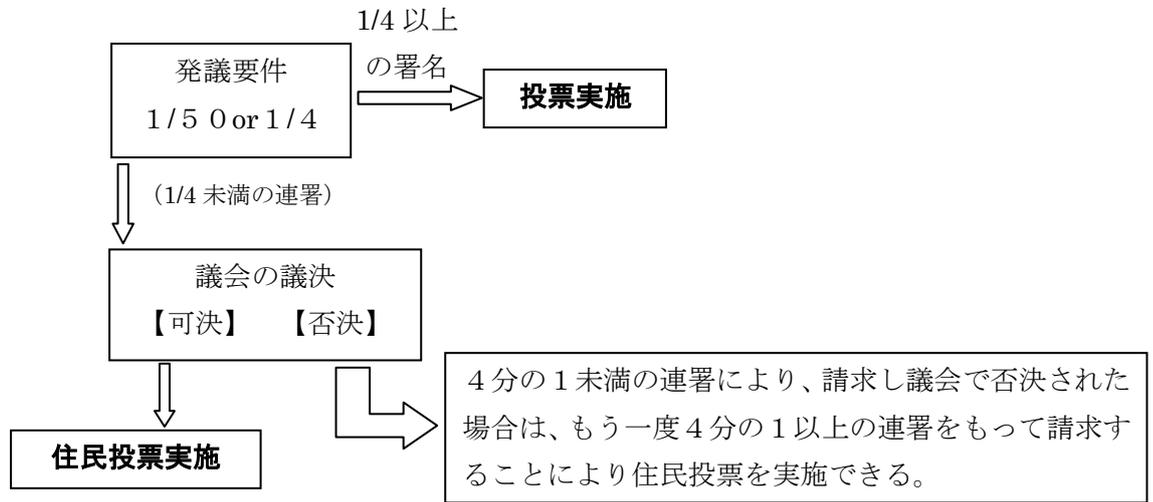
③ 自治法に規定する直接請求に必要な発議要件 (50分の1以上) とハードルを上げた発議要件 (4分の1以上) を規定することで、住民投票制度をまちづくりに活かすべきである。ただし、第1段階で4分の1以上の連署が集まった場合は、議会の議決は必要としない。(①と②の混合案)



#### 《考察》

地方自治法第96条第1項各号では、議会の議決を要する事件について規定されており、第2項では第1項の定めのほか条例で議会の議決すべき事項を定めると規定されている。住民投票の実施の可否については、第2項の規定により実施されることになるが、その場合、連署数にかかわらず同一事件と判断するのが妥当と思われる。

したがって、一度議会で否決された事件について一定の条件(連署数)の違いにより、別事件として取り扱うことは困難と思われる。以上のことから②の案または、次に示す案のいずれかが妥当と考えられる。



【条文例】

- 第4条 第3条第1項第1号に規定する投票資格者（以下「請求資格者」という。）は、投票資格者の総数の50分の1以上の者の連署をもって住民投票を発議し、その代表者から、町長に対し、書面によりその実施を請求（以下「住民請求」という。）することができる。
- 2 町長は、前項の請求があったときは、意見を付けてこれを町議会に付議しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定にかかわらず、第1項の請求に係る署名者数が投票資格者総数の4分の1以上の住民請求を受理したときは、議会への付議を省略し、住民投票を実施しなければならない。

※「第3条第1項第1号に規定する投票資格者」とは、日本国籍を有し、柴田町に3ヶ月以上住所を有する年齢満20歳以上の者

《一般論によるメリット・デメリット》

【個別型（非常設型）】

メリット	デメリット
個別事案ごとに投票の必要性を議会で審議することから、制度の濫用を防止できる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 条例原案を個別に作成するため、実施まで時間がかかる。</li> <li>○ 直接請求が成立しても、条例を議会で否決した場合は、住民投票が実施できない。</li> </ul>

【常設型】

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発議要件を満たした場合、議会の議決を経ないで確実に住民投票を実施できる。</li> <li>○ 短期間で実施できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 制度の濫用を招く恐れがある。</li> <li>○ 頻繁に住民投票を実施した場合、大きな経費負担が発生する。</li> </ul>

(参考) 地方自治法 (抜粋)

第12条 普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、当該地方公共団体の条例(地方税の賦課徴収・分担金、使用料・手数料の徴収に関するものを除く)の制定又は改廃を請求する権利を有する。

第74条 普通地方公共団体において選挙権を有する者は、その総数の50分の1以上の連署をもつて、その代表者から長に対し、条例(法12条に定めるものを除く。)の制定又は改廃の請求をすることができる。

#### 4. 議会、町長の発議

前述のとおり、地方自治法により議会(一定の要件を満たした場合)及び首長については、発議をできることとしている。

- ① 首長については、議会の議決を経るべき事案について自ら議案を提出することができることから、あらためて条例で首長の発議権を規定する必要があるのか。
- ② 議会の議員は、定数の12分の1以上の賛成を得て議案を提出することができる。したがって、自治法に基づく発議要件(12分の1以上)と同じ条件であれば、条例に規定する必要があるのか。

#### 【論点】

##### ◆ 議会、町長にも発議権を持たせるか

- ①三者発議 ②住民のみ

##### ◆ 発議権を持たせる場合の要件

- ①議会の発議に必要な賛成議員の割合、議決要件(過半数、3分の2以上など)
- ②首長の発議に対する議会、その他の委員会の関与(事件関連の常任委員会での審議など)  
議会等の議決の要件を設けるか(過半数、3分の2以上など)

《先進事例における議会、町長の発議に関する考え方の例》

＜発議権の付与について＞

- ・住民投票は住民の権利を保障するものであり、議会、首長の発議権は不要。
- ・重要課題について、議会と町長の調整が図れずに、速やかに住民の意志を把握したい場合を想定して議会と町長の両方に発議権を持たせる。

＜要件について＞

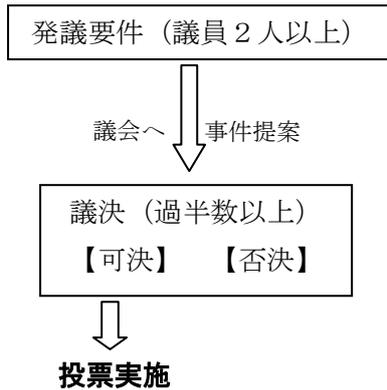
- ・自治法の規定と同一(議会1/12請求、出席議員の過半数、首長は議会の議決を要する)
- ・発議に関する濫用を防ぐため、1/12の要件を厳しくする。例えば臨時議会の招集に必要な賛成者数(1/4)

柴田町の場合〔議員定数 18名〕

- 12分の1以上・・・2人
- 4分の1以上・・・5人

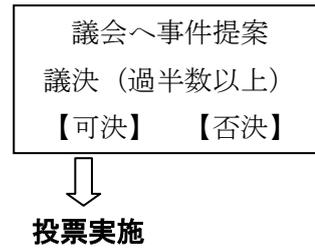
## 《議会発議》

【議員提案】 12分の1以上とした場合



## 《町長発議》

【首長提案】



### ※議会発議

議員発議は、一定数以上の議員により発議するものであり、議会発議は、議会の意思決定により発議されることをいいます。一定数以上の議員の人数が議員の過半数を超え議員発議がされた場合でも議会の議決が必要です。

### 議会及び首長に発議権を持たせる理由

議会及び首長は、自ら個別設置型条例を提案し、住民投票を実施することも可能であり、また、首長は選挙の公約で意見を表明し、選挙で住民の意向を聞くこともできることから、議会及び首長に発議権を認めず、住民のみに発議権を認めるべきとの考えがある。

しかし、そのつど個別設置型の条例を制定する場合は、住民投票の対象とする課題の議論と、制度設計の議論が複雑に絡まり、住民投票に至らない場合も考えられること。

選挙の結果は、公約として提示した首長の意見に対する判断だけとは限らないこと。

また、住民全体や町の将来に大きな影響を与える重要課題について、積極的に情報を提供し住民の意思を明確に把握する必要があること。

先進事例では、以上の理由で発議権を認めている。

## 柴田町住民投票条例（案）

## （目的）

第1条 この条例は、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例（平成21年柴田町条例第40号。以下「まちづくり基本条例」という。）第35条の規定に基づき、住民による直接投票（以下「住民投票」という。）の制度を設けることにより、町の将来にかかわる重要な事項（以下「重要事項」という。）について、住民投票によって示された住民の意思をまちづくりに反映し、もって公正で民主的なまちづくりの運営及び住民福祉の向上を図るとともに、住民のまちづくりへの参加を推進することを目的とする。

## （住民投票に付することができる重要事項）

第2条 住民投票に付することができる重要事項とは、住民に直接賛否を問う必要があると認められる事項であって、町及び住民全体に直接の利害関係を有するものとする。ただし、次に掲げる事項を除く。

- （1） 町の権限に属しない事項。ただし、町の意味として明確に表示しようとする場合は、この限りでない。
- （2） 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項
- （3） 町の組織、人事及び財務に関する事項
- （4） 前3号のほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項

2 前項に定めるもののほか、既に住民投票に付された事項にあつては、改めて住民に直接その賛成又は反対を確認することが必要とされる特別な事情が認められるものとする。

## （投票資格者）

第3条 住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、投票日において本町の区域内に住所を有する年齢満20年以上のものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1） 日本国籍を有する者で、引き続き3箇月以上本町に住所を有するもの。ただし、他の市町村から本町に住所を移したもので住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日から引き続き3箇月以上本町の住民基本台帳に記録されているものに限る。
- （2） 外国人住民で、引き続き3箇月以上本町に住所を有するもの。ただし、他の市町村から本町に住所を移したもので住民基本台帳法第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日から引き続き3箇月以上本町の住民基本台帳に記録されているもので、投票資格者名簿への登録を申請したのものに限る。

2 前項第2号に規定する外国人住民とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1） 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者
- （2） 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、投票資格を有しない。

(1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項若しくは第252条、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条又は地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成13年法律第147号）第17条第1項から第3項までの規定（以下「選挙法規定」という。）により選挙権を有しない者

(2) 第1項第2号の規定に該当する者を公職選挙法第9条に規定する選挙権を有する者とみなして選挙法規定を適用した場合に選挙権を有しないこととなる者  
（住民投票の発議及び請求）

第4条 前条第1項第1号に規定する投票資格者は、投票資格者の総数の50分の1以上の者の連署をもって住民投票を発議し、その代表者から、町長に対し、書面によりその実施を請求することができる。

2 町長は、前項の請求があったときは、意見を付けてこれを町議会に付議しなければならない。

3 町議会議員は、重要事項について、議員定数の12分の1以上の賛成（発議者を含む。）を得て、住民投票の実施について発議することができる。

4 町長は、自ら住民投票を発議することができる。

5 町長は、前3項の場合において、町議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施しなければならない。

6 町長は、第2項の規定にかかわらず、第1項の請求に係る署名者数が投票資格者総数の4分の1以上の者の連署による住民請求を受理したときは、議会への付議を省略し、住民投票を実施しなければならない。

（住民投票の請求手続等）

第5条 住民投票の請求に係る事案は、二者択一で賛否を問う形式により行わなければならない。

2 住民投票の署名に関する手続等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第7項から第9項まで、第74条の2第1項から第6項まで及び第74条の3第1項から第3項までの規定による直接請求の例によるものとする。

（請求代表者証明書の交付等）

第6条 第4条第1項の規定により実施を請求しようとする代表者（以下「請求代表者」という。）は、町長に対し、規則で定めるところにより、住民投票に付そうとする事項及びその趣旨を記載した実施請求書（以下「実施請求書」という。）をもって当該事項が重要事項であること及び前条に規定する形式に該当することの確認を請求し、かつ、文書をもって代表者であることの証明書（以下「代表者証明書」という。）の交付を申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求及び申請があったときは、実施請求に記載された住民投票に付そうとする事項及びその趣旨が第2条に規定する重要事項及び前条第1項の形式に該当することを確認し、柴田町選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）にその旨を通知しなければならない。

3 町長は、請求代表者が選挙人名簿に登録されている場合は、請求代表者であることの証明書を交付し、直ちにその旨を公表しなければならない。

（住民投票の形式）

第7条 住民投票は、二者択一で賛否を問う形式とする。

(住民投票の執行)

第8条 住民投票は、町長が執行するものとする。

2 町長は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとする。

(投票資格者の登録)

第9条 選挙管理委員会は、投票資格者の氏名、住所、性別及び生年月日等を記載した名簿（以下「投票資格者名簿」という。）を調製し、保管しなければならない。

2 選挙管理委員会は、住民投票を実施する場合には、第11条第2項の規定による当該住民投票の告示の日の前日現在における投票資格者を同日に投票資格者名簿に登録しなければならない。

(住民投票の請求に必要な署名数の告示)

第10条 選挙管理委員会は、前条第1項の規定により投票資格者名簿の登録を行ったときは、直ちに投票資格者名簿に登録されている者の50分の1及び4分の1の数を告示しなければならない。

(住民投票の期日)

第11条 選挙管理委員会は、第6条の規定による通知があった日から起算して60日を超えない範囲内において住民投票の期日（以下「投票日」という。）を定める。

2 選挙管理委員会は、前項により投票日を定めたときは、当該投票日その他規則で定める事項を当該投票日の5日前までに告示しなければならない。

3 第1項の規定により投票日を定めた以後、当該投票日に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙又は宮城県若しくは柴田町の議会の議員若しくは長の選挙が行われるときその他選挙管理委員会が特に必要があると認めるときは、投票日を変更することができる。この場合において、選挙管理委員会は、速やかにその旨を告示し、変更後の住民投票の期日の少なくとも5日前までにその期日を告示しなければならない。

(投票所)

第12条 投票所は、選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

2 選挙管理委員会は、投票日の5日前までに投票所を告示しなければならない。

(投票の方法)

第13条 住民投票は、1の投票事項につき1人1票の投票とし、秘密投票とする。

2 住民投票の投票を行う投票資格者は、投票用紙の選択肢から一つを選択し、所定の欄に自ら○の記号を記載しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の理由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票資格者は、代理投票をすることができる。

(投票所における投票)

第14条 投票資格者は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿の抄本との対照を経て、投票をしなければならない。

(期日前投票等)

第15条 投票資格者は、前条の規定にかかわらず、期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

2 前項の期日前投票は公職選挙法第48条の2の規定による期日前投票の例によるものとし、不在者投票は同法第49条の規定による不在者投票の例によるものとする。

(無効投票)

第16条 次に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の複数の欄に記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙の選択肢のいずれに記載したのかが判明し難いもの
- (6) 白紙投票  
(情報の提供)

第17条 選挙管理委員会は、投票日の前日までに、住民投票に係る請求又は発議の内容の趣旨及び第11条第2項に規定する告示の内容その他住民投票に関し必要な情報を町広報その他適当な方法により、投票資格者に提供するものとする。

(投票運動)

第18条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等住民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

(住民投票の開票要件)

第19条 住民投票は、1の投票事項について投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは、開票作業その他の作業は行わないものとする。

(投票結果の告示等)

第20条 選挙管理委員会は、住民投票の結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を町長に報告しなければならない。

2 町長は、選挙管理委員会から前項による報告があったときは、その内容を直ちに当該請求に係る代表者に通知するとともに、町議会議長に報告しなければならない。

(再請求等の制限期間)

第21条 この条例による住民投票が実施された場合は、その結果が告示されてから2年間が経過するまでの間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事案について第4条の規定による発議及び請求をすることができない。

(投票及び開票)

第22条 前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関しては、公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）の例による。

(結果の尊重)

第23条 議会及び町長は、まちづくり基本条例第32条第2項の規定により住民投票の結果を尊重する。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、住民投票の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。

## 柴田町住民投票条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、柴田町住民投票条例（平成●●年柴田町条例第●号。以下「条例」という。）の実施のため必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（実施請求書等）

第3条 条例第4条第1項に規定する実施請求書は、住民投票実施請求書（様式第1号）によるものとする。

2 条例第4条第1項の規定により住民投票実施請求書に記載する住民投票に付そうとする事項の趣旨は、1,000字以内で記載しなければならない。

3 条例第6条第2項に規定する代表者証明書は、住民投票実施請求代表者証明書（様式第2号）によるものとする。

4 条例第6条第1項の規定による申請は、住民投票実施請求代表者証明書交付申請書（様式第3号）により行うものとする。

（代表者証明書の交付申請等の却下）

第4条 町長は、条例第6条第1項の規定による請求又は申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、その請求及び申請を却下するものとする。

（1） 条例第6条第2項の規定に該当しないとき。

（2） 条例第6条第3項の規定による確認ができないとき。

（署名簿及び署名等）

第5条 署名簿は、住民投票実施請求者署名簿（様式第4号）によるものとする。

2 署名等（印を押すことを除く。次項において同じ。）は、漢字、平仮名、片仮名、アラビア数字、ローマ字及び町長が認める記号でし、かつ、判読し得るものとしなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、署名等は、盲人が点字（公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）別表第1に定める点字をいう。以下同じ。）で自書することによりすることができる。

（署名等の委任）

第6条 請求代表者は、投票資格者に委任して、署名等を求めることができる。この場合において、委任を受けた者は、住民投票実施請求書又はその写し及び住民投票実施請求代表者証明書又はその写し並びに住民投票実施請求署名収集委任状（様式第5号）を添付した住民投票実施請求者署名簿を用いなければならない。

2 請求代表者は、前項の規定により署名等を求めるための委任をしたときは、直ちにその旨を町長に届け出なければならない。

（審査名簿の調製）

第7条 町長は、審査名簿の調製のために必要な限度において、条例第3条第3項各号のいずれかに該当する者についての情報であって、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第3項（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条第4項の

規定により準用する場合及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成13年法律第147号）第17条第4項の規定により適用される場合を含む。）又は後見登記等に関する省令（平成12年法務省令第2号）第13条の規定により町長が知り得たものを利用することができる。

- 4 町長は、審査名簿の調製のために必要があると認めるときは、住民投票の投票権の有無その他必要な事項を調査することができる。

（審査名簿の表示及び訂正等）

第8条 町長は、審査名簿に登録されている者が死亡したことを知った場合は、速やかに審査名簿にその旨を表示するものとする。

- 2 町長は、審査名簿に登録されている者の記載内容に変更があったこと又は誤りがあることを知った場合は、速やかにその記載の修正又は訂正をするものとする。

（審査名簿の抄本の閲覧等）

第9条 町長は、条例第9条第1項の規定により調製した名簿を閲覧させるときは、閲覧開始の日の3日前までに閲覧の期間及び場所を告示するものとする。

- 2 前項の規定による閲覧及び異議の申出は、柴田町の休日を定める条例（平成元年柴田町条例第28号）第1条第1項に規定する町の休日においてもすることができる。

（署名簿の縦覧等）

第10条 町長は、署名簿を縦覧に供するときは、あらかじめ縦覧の期間及び場所を告示するものとする。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による縦覧について準用する。

（住民投票実施の請求等）

第11条 条例第4条第1項の規定による請求は、請求代表者が住民投票実施請求者署名簿の返付を受けた日から5日以内に、住民投票実施請求書に住民投票実施請求者署名収集証明書（第6号様式）及び住民投票実施請求者署名簿を添えて行わなければならない。

- 2 前項の規定による請求があった場合において、住民投票実施請求者署名簿の有効署名等の総数が必要署名者数に達しないとき、又は前項に規定する期間を経過しているときは、町長は、同項の規定による請求を却下するものとする。

- 3 第1項の規定による請求があった場合において、その請求が適法な方式を欠いているときは、町長は、3日以内の期限を付けて同項の規定による請求を補正させるものとする。この場合において、請求代表者がその定められた期限までに補正をしないときは、同項の規定による請求を却下するものとする。

- 4 条例第4条第1項の規定による請求を受理したときは、町長は、速やかにその旨を請求代表者に通知するものとする。

（署名等の押印に関する取扱い）

第12条 条例及び規則の定めにより、投票資格者が押印すべき場合において、外国人は署名することをもって足りるものとする。

（投票所）

第13条 条例第15条の規定による期日前投票の投票所の設置は、選挙管理委員会の指定する場所とする。

（投票管理者及びその職務代理者）

第14条 投票管理者は、当該住民投票の投票資格者の中から選挙管理委員会が選任する。  
2 選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、当該住民投票の投票資格者の中からあらかじめ選任しておくものとする。

(投票立会人)

第15条 投票立会人は、当該住民投票の投票資格者の中から、本人の承諾を得て、2人以上5人以下(期日前投票にあっては、2人)を選挙管理委員会が選任する。

(投票用紙)

第16条 条例第13条第1項の規定による投票は、町長が別に定める投票用紙により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、点字による投票(以下「点字投票」という。)は町長が別に定める点字用の投票用紙により行うものとする。

(点字投票)

第17条 点字投票は、盲人が投票管理者に申し立てることにより行わなければならない。この場合において、投票管理者は、点字用の投票用紙を交付しなければならない。

2 点字投票を行う投票人は、点字用の投票用紙に、付議事項に賛成するときは賛成と、反対するときは反対と点字により自書しなければならない。

(点字投票の無効投票)

第18条 次の各号のいずれかに該当する点字投票は、無効とする。

- (1) 点字用の投票用紙を用いないもの
- (2) 賛成又は反対以外の事項を記載したもの
- (3) 賛成又は反対を自書しないもの
- (4) 賛成及び反対をともに記載したもの
- (5) 賛成又は反対のいずれを記載したのか確認し難いもの

(代理投票)

第19条 条例第13条第3項の規定による代理投票は、身体の故障又は文盲により、○の記号を自書することができない投票人が、投票管理者に申請することにより行わせなければならない。

(投票記載所の掲示)

第20条 選挙管理委員会は、住民投票の当日、投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に付議事項又はその趣旨を掲示するものとする。

2 選挙管理委員会は、条例第11条第3項の規定による告示の日の翌日から住民投票の期日の前日までの間、期日前投票の投票所又は公職選挙法施行令第55条第3項の規定の例により置かれる不在者投票管理者が管理する不在者投票の投票を記載する場所内の適当な箇所に付議事項又はその趣旨を掲示するものとする。

(開票管理者及び開票立会人)

第21条 開票管理者は、当該住民投票の投票資格者の中から選挙管理委員会が選任する。

2 開票立会人は、当該住民投票の投票資格者の中から、本人の承諾を得て3人以上5人以下を選挙管理委員会が選任する。

(投票の点検等)

第22条 開票管理者は、開票立会人とともに、当該住民投票における各投票所及び各期

日前投票の投票所の投票を開票区ごとに混同して、投票を点検しなければならない。

2 開票管理者は、前項の規定による投票の点検が終わったときは、速やかにその結果を選挙管理委員会に報告しなければならない。

(複数の住民投票の同時実施)

第23条 複数の住民投票を同時に行う場合における投票及び開票の順序は、選挙管理委員会が定める。

2 複数の住民投票を同時に行う場合においては、投票及び開票に関する規定は、各住民投票を通じて適用する。

(委任)

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、平成 年 月 日から施行する。

柴田町長 殿

住民投票実施請求書

柴田町住民投票条例第 4 条第 1 項の規定により、住民投票の実施を請求します。

1 請求事項

\_\_\_\_\_ について賛成又は反対を問う住民投票

2 請求代表者

住 所	氏 名
	印

3 請求の趣旨

年 月 日

住民投票実施請求代表者証明書

次の者は、 \_\_\_\_\_ について賛成又は反対を問う  
住民投票の実施請求代表者であることを証明します。

住 所	氏 名

柴田町長

印

年 月 日

柴田町長 殿

住民投票実施請求代表者証明書交付申請書

住民投票実施請求代表者証明書交付申請者

住 所	氏名・印	生年月日

柴田町住民投票条例第 6 条第 1 項の規定により、住民投票実施請求書を添えて、  
\_\_\_\_\_ について、賛成又は反対を問う住民投票の  
住民投票実施請求代表者証明書交付申請書の交付を申請します。

様式第4号

(表紙)

年 月 日
住民投票実施請求者署名簿  _____について賛成又は反対を問う住民投票  (第 行政区) 第 号

有効 無効 の印	番号	署名 年月日	住所	生年月日	氏名	印	代筆をした場合(身体の故障又は文盲により署名簿に署名することができないときのみ代筆を行うことができます。)				備考
							代筆者 の住所	代筆者の 生年月日	代筆者 の氏名	代筆 者の 印	
		年 月 日	柴田町	年 月 日			柴田町	年 月 日			
		年 月 日	柴田町	年 月 日			柴田町	年 月 日			
		年 月 日	柴田町	年 月 日			柴田町	年 月 日			
		年 月 日	柴田町	年 月 日			柴田町	年 月 日			
		年 月 日	柴田町	年 月 日			柴田町	年 月 日			
		年 月 日	柴田町	年 月 日			柴田町	年 月 日			

署名審査の終了後、柴田町住民投票条例第5条第2項の規定により、この署名簿の縦覧を行います。

様式第5号

年 月 日

次の者に対し、\_\_\_\_\_について賛成又は反対を問う住民投票に関して、住民投票実施請求署名簿に住民投票実施請求のための署名等を求めることを委任する。

受任者の氏名	
住 所	

住民投票実施請求代表者

氏名・印

年 月 日

住民投票実施請求署名収集証明書

住民投票実施請求書に添えて提出する\_\_\_\_\_について賛成又は反対を問う住民投票に関して、住民投票実施請求署名簿には、柴田町住民投票条例第5条第2項の規定により、\_\_\_\_\_年 月 日付けで告示された投票資格者の総数の\_\_\_\_\_分の1（\_\_\_\_\_人）により有効署名があることを証明します。

住民投票実施請求代表者

氏名・印